

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年10月12日に、資格喪失日に係る記録を38年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月12日から38年5月6日まで

A社は、昭和36年10月12日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、私は、当該事業所に34年ごろ入社し、結婚退社する38年5月5日まで勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び事業主の証言から、申立人が申立期間において、A社（現在は、B社）に、在庫管理及び仕入業務の事務員として勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、申立人と同じく事務員として勤務していた同僚3名には、厚生年金保険の被保険者記録が存在する上、事業主は「当時全員を厚生年金保険に加入させており、申立人だけ加入させなかった理由は見当たらない。」と説明している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同年代の同僚の記録及び申立人の控除額に係る記憶から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているものの、申立期間の厚生

年金被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 10 月から 38 年 4 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月7日から同年9月7日まで

A社に昭和49年9月24日から勤務していたが、夫の転勤辞令(50年9月1日付)があったので、同年8月下旬に急いで退職願を提出し、翌月6日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年8月7日となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された年金手帳の記載内容により、申立人は、同社に昭和49年9月24日から50年9月6日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年7月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立人よりも以前に入社した者の加入記録に漏れが無いので、保険料の納付は行われていたと推察する。」と主張しているが、厚生年金保険と一体的に扱っている厚生年金基金の記録における資格喪失日が昭和50年8月7日であり、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から41年1月5日まで

A社に昭和40年8月1日から働き始めたが、社会保険事務所の厚生年金保険の記録では、41年1月5日からとなっている。手元に残っている給料支払明細書により、40年11月分から厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書により、申立人は、昭和40年8月1日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る同年11月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、保険料を納付していたか不明である。」としており、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年3月までの期間、44年4月から46年1月までの期間、47年4月から48年9月までの期間、52年4月から53年3月までの期間及び53年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年1月から42年3月まで
② 昭和44年4月から46年1月まで
③ 昭和47年4月から48年9月まで
④ 昭和52年4月から53年3月まで
⑤ 昭和53年10月から56年3月まで

高校卒業後、実家の旅館業を手伝っており、20歳の誕生日に母から、「退職金は出さないが、年金は私と一緒に掛けてあげる。」と言われた。母の国民年金保険料は完納となっているにもかかわらず、私の申立期間が未納又は免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母がいる間は母が、母の他界後は父が、父の他界後は夫が、私の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張しているが、申立人の両親は既に他界している上、申立人の夫は当時の記憶が曖昧であり、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、納付についての実態が不明である。

また、申立期間は5回に及んでおり、これだけの回数^{あいまい}の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から51年9月まで

昭和53年ごろ、市の広報を見て特例納付制度を知り、無年金者になることを避けるため、国民年金の加入手続を行うとともに、過去の未納分の国民年金保険料について、その日のうちに申立期間の分を納付した後、3回に分けてすべて納付したと記憶しているにもかかわらず、最初に納付した申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年ごろ、無年金者になることを避けるため、国民年金の加入手続を行うとともに、過去の未納分の国民年金保険料をすべて納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が53年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、同時点において、申立期間以外の期間をすべて特例納付及び過年度納付した上でその後に未納が無ければ、納付済期間がちょうど300か月（受給権確保に必要な月数）となることから、申立人は、市において受給権確保に必要な月数を計算してもらい、受給権確保に必要な分だけを納付したものと考えられる。

また、申立人は、申立期間以外のすべての納付済期間の領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間の領収書のみ所持していない上、所持している領収書のうち、昭和54年12月12日付けの領収印があるもの（41年11月から43年9月までの分）には、申立人自身が書いたとする「完納」との記載があり、このことは、社会保険事務所が保管する特例納付勧奨対象者カードの「受給権確保年月日」欄に「54・12・12」の記載があることと符合する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとした場合、40万円弱

が必要であるが、申立人は当初、金額は覚えていないとするなど記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、昭和 37 年に結婚して現住所地に転入後、夫が行ってくれたはずであり、申立期間について、夫の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、「昭和 37 年に結婚して現住所地に転入後、夫が行ってくれた。」と主張しているが、申立人に係る市の被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続が 50 年 1 月に行われたことが確認できる上、申立人及びその夫に係る市の被保険者名簿の保険料納付記録欄を見ると、共に昭和 51 年度の欄に、「職権申請免除」と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について直接関与していない上、保険料納付を行ったとするその夫は、申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧であるため、保険料納付の実態が不明である。

さらに、申立人は、「夫の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が免除とされているのは納得できない。」と主張しているが、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月以降の国民年金保険料については、その夫も納付免除のままである（60 年 12 月に 60 歳到達）上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に平成 9 年 1 月 7 日から同年 3 月 31 日まで勤務しており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 4 月 1 日であるべきところ、同年 3 月 31 日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 9 年 3 月 31 日まで勤務したと主張しているが、雇用保険の被保険者記録及び当該事業所発行の「平成 9 年分給与所得の源泉徴収票」によると、申立人は、同年 3 月 30 日で退職していることが確認できる。

また、当該事業所が保管する「9 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除については、平成 9 年 1 月分の保険料を翌 2 月 25 日支給の給与から、同年 2 月分の保険料を 3 月 25 日支給の給与から控除されていることは確認できるものの、同年 3 月分の保険料については、4 月 25 日支給の給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月から 36 年 5 月まで
昭和 34 年 12 月ごろ、A 社の従業員の紹介で同社に入社し、地質調査及び温泉ボーリングの仕事を行い、36 年 5 月ごろまで勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、当時、A 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの関係資料は無く、具体的な証言も得られない。

また、複数の元同僚の証言によると、「従業員が厚生年金保険に加入するには、勤務期間が長い者、仕事ぶりが事業主に認められた者といったような条件が付されていた。」としており、事実、申立人が記憶している 14 名の同僚のうち 4 名は厚生年金保険に加入していない上、申立人を当該事業所に紹介したとする元同僚も厚生年金保険に加入したのは、申立人が入社したとする昭和 34 年 12 月から 3 年以上経過した 38 年 9 月であり、当該事業所では、当時、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 21 日から 38 年 11 月 21 日まで
ねんきん特別便で、A社に勤務した期間が「厚年脱退手当金支給期間」となっていたため社会保険事務所で確認したところ、退社後1年3か月して脱退手当金を支給されたことになっていた。今まで一度も社会保険事務所に行ったことが無く脱退手当金の請求をしていないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる上、A社の被保険者原票にも脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があり、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 20 日から 31 年 10 月 22 日まで
昨年 3 月に妻のねんきん特別便を受け取り、A 社（現在は、B 社）での被保険者期間について、昭和 32 年 7 月に脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の記録となっていないことを知り申立てをした。妻は、A 社退職後も、次の会社に勤め厚生年金保険料を支払い、老後のことを考えていたため、厚生年金保険の解約など全くあり得ず、脱退手当金が支給されたというのは、全くの事実無根であり、受け取った記憶は全くない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、昭和 32 年 7 月 31 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付種類、資格期間、支給金額、支給年月日等の記録があるなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の夫から聴取しても、申立人の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。